

# 欧米諸国の公共事業調達の現状

国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室 室長

森田 康夫  
MORITA Yasuo

国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室 研究官

佐渡 周子  
SADO Chikako

## 1 はじめに

国土交通省の直轄工事は、談合防止、品質確保等の課題に対応し、従来行われていた指名競争、最低価格による調達から大きく変化し、現在は全工事の約99%が一般競争、総合評価により調達が行われている。

他方、欧米諸国では、1990年代以降のバリューフォーマネーを最も高めるという考え方に基づく手法の導入が進められてきた一方で、価格のみの評価も依然行われている。

本稿では、アメリカおよびEU諸国(イギリス、フランス、ドイツ)の法規則に基づく公共調達手続きと、実際の公共事業への適用状況を、主に法規則や調達公開情報から整理したものを紹介する。

## 2 法規則に基づく調達手続き

各国の法規則、およびEU公共調達指令に基づく調達手続きを表-1に示す。

### 2.1 アメリカ

アメリカは連邦調達規則に競争条件や調達方式が規定されている。調達方式の一つとして交渉(negotiation)があるが、これは価格以外の提案も提出を求め、評価する「提案」と解釈した方が適切であるとする。

落札基準は価格とベストバリューがあるが、ベストバリューとは、価格およびその他の評価項目(技術、品質等)の評価により最も価値の高い者を特定するもので、そのうち、トレードオフとは、価格、

表-1 法規則に基づく調達手続き

	アメリカ	EU(全体)	イギリス	フランス	ドイツ
法規則	連邦調達規則(FAR)	公共調達指令 (Directive 2004/18/EC)	公共契約規則 (Public Contracts Regulations)	公共契約法典 (Code des Marchés Publics)	競争制限禁止法(GWB) 建設工事調達契約 規則(VOB/A)
調達方式	<競争条件> A 完全公開競争 B 制限競争 C 競争以外 <調達方式> a 簡易調達手続 b 封印入札 c 交渉 -単独 -競争-プロポーザル -併用、その他 ・完全公開競争が基本 ・工事は封印入札が基本	[閾値以上] ①公開手続 ②制限手続 ③競争的対話 ④交渉手続 - (事前) 公示有、無 ⑤デザインコンテスト ※EU 諸国の番号はこの 番号に対応。 [対象(閾値): 工事 500万€以上] ・公開手続、制限手続が 基本	[EU 閾値以上] ①公開手続 ②制限手続 ③競争的対話 ④交渉手続 - 事前公示有、無 ※EU 閾値未満に関する 規程はない	[EU 閾値以上] ①②提案募集 (アヘルドッフル) - 公開、制限 ④交渉手続 - 事前公示有、無 ③競争的対話手続 ⑥設計・施工方式(DB) ⑤コンクール [EU 閾値未満] ⑦発注者選択手続	[EU 閾値以上] ①公開手続 ②制限手続 ③競争的対話 ④交渉手続 - 事前公示有、無 [EU 閾値未満] ①公開入札 ②制限入札 ④随意契約方式 ・工事は公開手続が 基本
落札基準	・(最低)価格(b 封印入札) ・ベストバリュー(c 交渉) ・トレードオフ ・技術適合最低価格	・最低価格 ・最も経済的に有利	・最低価格 ・最も経済的に有利	・最低価格 ・最も経済的に有利	・最低価格 ・最も経済的に有利

技術が総合的に最も優れている者、技術適合最低価格とは、技術要件を満たす中で最低価格の者を選定するものである。

なお、設計・施工分離発注工事については、4条件(時間的余裕がある、価格および価格関連要素に基づき落札者が特定される、入札者とのディスカッションが不要である、1者以上の入札が見込まれる)を満たす場合、封印入札を適用しなければならない、としている。

## 2.2 EU 諸国

EU加盟国では2004年制定のEU公共調達指令が、各国法規則に反映されており、制度上は類似している。なお、EU指令は閾値以上(工事は500万ユーロ、2013年時点)の調達のみ適用になるが、平等、無差別、透明性などの尊重の原則は、閾値未満の調達にも適用される。また、調達は、公開手続きまたは制限手続きを用いなければならない、特殊な状況の場合のみ競争的対話、交渉手続きを用いることができる、としている。落札基準は最低価格と最も経済的に有利な者(the Most Economically Advantageous Tender、以下 MEAT という。)のいずれかを適用しなければならない。

イギリスは、公共契約規則で調達について規定されており、これらはEU閾値以上の調達に適用される。閾値未満の調達に関する規程はない。

フランスでは、公共契約法典で調達が規定されている。提案募集がEU指令の公開手続き、制限手続きに該当する。また、EU閾値未満の調達については、発注者が自由に決定してよい、とされている。

ドイツでは、公共調達に関する規定が競争制限禁止法(我が国の独占禁止法に相当)にあり、また、建設工事の規則として、建設工事調達契約規則の一編である建設工事の調達に関する一般規定(VOB/A)に調達手法について規定されている。これはEU閾値未満、以上の場合と別々に構成されている。なお、工事の性質上、または特別な事情がなければ、公開手続き、公開入札としなければならない、とされている。また、EU閾値未満の制限入札、随意契約の基準値はVOB/Aにも規定されているが、実際には各州で基準値が設定されている。



## 3 公共事業の調達

公表されている調達情報を元に、公共事業(建設工事)での各調達手法の適用状況を整理した。なお、アメリカはFedBizOpps.Gov(<https://www.fbo.gov/>)、EUはTed(<http://ted.europa.eu/>)のデータを主に整理した。FedBizOpps.Govでは連邦政府の調達、Tedでは、EU指令の閾値以上の調達(例外を除く)および、EU閾値未満の調達も一部公告されている。なお、以下の分析は、あくまでも上記公表データに基づき、公共調達の全体的な傾向を整理したものであることに留意いただきたい。

### 3.1 アメリカ

連邦道路庁および陸軍工兵隊の建設工事の約半年間の特定公告を整理したところ、次のようなことが言える。

道路庁では、封印入札と競争プロポーザル(交渉方式の一つ)が約7:3の割合で用いられている。競争プロポーザルでは、デザインビルドや数量不確定契約(将来必要となる数量や施工期間が不明な調達に用いられる契約で、この契約の下、個々のオーダーが発注、契約される。)で用いる場合、落札基準はベストバリューのトレードオフが適用されているが、その他は技術適合最低価格選定が主に用いられている。設計・施工分離の案件では、100万ドル未満の規模の場合は封印入札を適用する傾向が見られるが、それ以上では、調達方式、落札基準も様々なパターンが用いられている。

工兵隊では、封印入札、競争プロポーザル共によく用いられている(調達手法が確認できない案件が多いため適用率は不明)。小規模案件には封印入札が主流であるが、300万ドル程度から競争プロポーザルの適用が見られる。

道路庁、工兵隊ともに、約4割程度がセットアサイド(入札参加者が中小企業等に限定される)の適用がある制限競争となっている。また、制限競争の場合でも、調達方式、落札基準は様々である。

また、地方政府の例として、カリフォルニア州交通局をとりあげると、公共事業は設計・施工分離発

注が原則とされ、封印入札、最低価格を適用しており、10事業のみでデザインビルドを適用している。

### 3.2 EU諸国

EU全体(EEA3カ国含む)、および英仏独それぞれの建設工事調達を整理した。2010年から2012年の入札公告の調達方式の適用状況を図-1に示す。

EU全体では公開手続きが約86%、制限手続きが約11%、その他で交渉手続きや競争的対話が用いられている。落札基準は約6割がMEAT、約4割が最低価格となっている。

イギリスは、1900年代中頃から、工事の品質確保のため制限手続きが推奨され、現在でも制限手続きが主流となっており、約85%に適用されている。落札基準は約95%にMEATが用いられ、最低価格の適用は少ない。

フランスは、公開手続きが約90%、MEATが約95%に適用され、これらが主流となっている。

ドイツでは、公開手続きが約97%となっており、その他の方式はあまり利用されていない。落札基準はMEATと最低価格が約半数ずつ適用されており、他国よりも最低価格が多く用いられている。

また、図-1は、政府組織等のみの調達状況を示しているが、ユーティリティの調達においては、交渉手続きが全調達の約5割~8割に用いられており、適用が僅かしかない政府組織等とは適用が異なる傾向にある。

なお、工事の調達については、イギリスではデザ

インビルドや包括的調達(フレームワークアグリーメント)などもよく用いられているが、フランス、ドイツでは、ほとんど設計・施工分離での調達となっている。ただし、ドイツでは詳細設計付き工事も広く用いられている。

## 4 総合評価基準

アメリカのベストバリュー、EUのMEATは、価格以外の評価項目も含めて落札者を選定するもので、我が国の総合評価落札方式と同類のものである。ただし、その手法等は様々である。

### 4.1 アメリカ

連邦調達規則に規定されている、ベストバリューの評価についての主な特徴は次のとおりである。

- ・ 価格または費用は必ず評価しなければならない。
- ・ 品質は、一つ以上の非コストの評価項目(過去実績、募集要件の遵守、技術の高さ、マネジメント能力等)により評価し、過去実績は原則として評価しなければならない。
- ・ 下請に多くの機会を提供することを求める工事の場合は、中小企業の下請計画の提案も評価しなければならない。
- ・ 特定に際して評価する全ての項目の相対的重要性は、要請書に明確に記載しなければならない。
- ・ 評価は形容表現や、数字表記など、どのような評価方法を用いても良い。

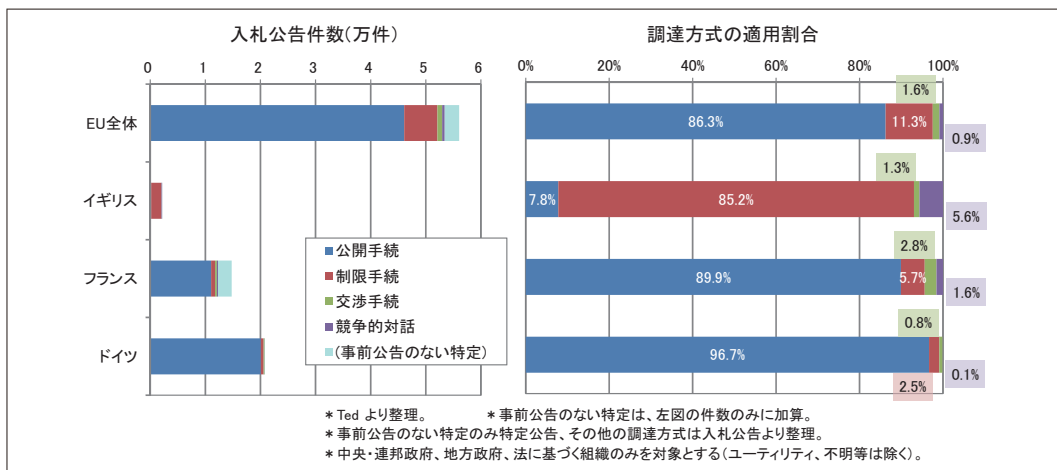


図-1 EU諸国の調達状況(建設工事、2010-2012年)

実際に、ベストバリューのトレードオフの適用する調達の場合、調達案件ごとに、様々な評価項目、特定手法を用いている。

## 4.2 EU 諸国

EU 公共調達指令では、MEAT について、次のように規定している。

- ・発注機関の観点から、契約に関連する様々な基準、例えば、品質、価格、技術的長所、美的・機能的な特徴、環境面での特徴、完了期日等により、最も経済的に有利な者を特定する。
- ・発注機関は公告や入札書類、説明書類において評価基準の重み付け、または重み付けが困難な場合は重要度の順番を示さなければならない。

EU 各国はこれに則り規定、運用している。以下、各国の道路・治水事業で MEAT を適用した場合の評価基準における、価格とそれ以外(以降、品質という)の重みについて述べる。

イギリスの中央、地方政府組織では、価格の重みが70~90(全体を100とする。以下同じ。)と価格優位の事業と、価格が40~60と品質等とほぼ同等である事業が約半数ずつを占める。なお、道路庁の事業では、価格、品質の重みをほぼ同等にしている。

フランスの中央政府組織では、価格の重みが60~80が主流であり、価格優位の傾向がみられる。地方政府組織は価格が同等または優位の案件が大半

を占めるが、価格30、40の設定もみられる。

ドイツの中央、地方政府組織では、価格は全て80以上に設定されており、90が主流である。ドイツは最低価格も多く用いられており、価格優位が顕著となっている。

3及び4で示した公共事業の調達及び総合評価基準について、表-2にまとめる。

## 5 おわりに

現在、国土交通省直轄工事では一般競争、総合評価が原則とされている。一方、欧米では、公開手続きが主流ではあるものの、イギリスでは制限手続きが主流、その他の国でも制限手続きの適用が見られる。最低価格による落札はアメリカ、ドイツで今も広く用いられ、総合評価の場合でも、アメリカ、イギリス、フランスでは価格の重みや評価項目など、事業に応じて様々な設定がみられ、事業特性に応じて、調達方法をフレキシブルに設定していると考えられる。

国土交通省では、現在、品質確保や担い手確保の観点等から、公共調達制度の更なる改善について検討を進めており、海外の公共調達制度や運用状況に関する情報も、検討にあたっての重要な参考資料になるものと考えられる。

表-2 公共事業の調達

	アメリカ	EU(全体)	イギリス	フランス	ドイツ
対象	連邦道路庁、陸軍工兵隊、カリフォルニア州交通局	EU27 国および EEA 3 国 全建設工事	全建設工事(ユーティリティ除く) / 道路、治水関連 中央、地方政府組織		
発注形態(道路、治水関連)	・設計施工分離(DBB)が主流だが、デザインビルド(DB)や数量不確定契約も使用	-	・DBB、DB、フレームワークアグリーメントなど多様な発注・契約形態を使用	・DBB が基本	・DBB が基本(ただし、詳細設計付き工事も多い)
調達方式	・DBB は封印入札が主流。競争プロポーザルも適用有 ・DB、数量不確定契約(以下、DB 等)では競争プロポーザルが主流 ・制限競争も多く適用	・全体(件数ベース、以下同じ)で、公開手続が約85%、制限手続が約1割	・全体の約85%が制限手続 ・道路庁、環境庁は全て制限手続 ・地方政府では約1~2割で公開手続を適用	・全体の約9割が提案募集・公開手続 ・道路・治水関連では、中央政府は全て公開手続 ・地方政府は制限手続や事前公告無しも有	・全体の95%以上が公開手続 ・道路、治水関連では、全て公開手続 (・中央政府はほとんど発注がない)
落札基準(道路、治水関連)	・DBB は最低価格が主流 ・競争プロポーザルは、ベストバリュー。DBB の場合、道路庁では技術適合最低価格を適用 ・DB 等はトレードオフが主流	・全体の4割弱が最低価格、6割強が最も経済的に有利(MEAT)	・MEAT が主流 ・地方政府では、公開手続、制限手続に関係なく、約1割で最低価格を適用	・全体の95%を MEAT が占め、最低価格は少ない ・道路・治水関連で、中央政府は全て MEAT を適用。地方政府はまれに最低価格を適用	・全体で、最低価格と MEAT が約半数ずつ ・道路は約7割が最低価格
総合評価(ベストバリュー、MEAT)(道路、治水関連)	・評価、算定方法は様々 ・価格と品質等は、単純な加算や除算方式ではない	-	・加算方式 ・価格と品質等の重み付けは、価格が70~90(全体を100とする)と価格優位の事業と、価格40~60が約半数。ごくまれに品質等優位有	・加算方式 ・中央政府は価格が60~80の事業が9割近くを占め、価格優位の傾向有 ・地方政府は価格50以上が約7割を占めるが様々な設定有	・加算方式 ・価格は一般に80以上で、90が最も多く、価格優位が顕著

データの出典: アメリカ - FedBizOpps.Gov、EU - Ted